

厚生関連資料

今月の資料 (因法律, 因政省令, 因告示, 通通知, 事事務連絡, 他その他)

事	官報掲載事項の一部訂正 (10/7 保険局医療課事務連絡) ……………	p.65
事	疑義解釈資料の送付 (その 17) (10/9 保険局医療課事務連絡) ……………	p.65
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正 (保医発 1015-1) ……………	p.65
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (10/31 告示 152) ……………	p.65
通	検査料の点数の取扱い (保医発 1031-5) ……………	p.66
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 (保医発 1031-7) ……………	p.66
通	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について (DPC/PDPS) (保医発 0927-2) ……………	p.66
通	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について (DPC/PDPS) (保医発 0927-3) ……………	p.67

* * *

*本欄で示す“p.00/p.00”は、原則“診療点数早見表 2018 年 4 月版/2019 年 4 月増補版”ページ数です。



事 官報掲載事項の一部訂正について

令和 1 年 10 月 7 日
保険局医療課事務連絡

【解説】令和元年 8 月 19 日付官報 (号外第 94 号) に掲載された令和元年度診療報酬改定に伴う関係告示のうち、材料価格基準の一部に訂正が行われました。

[p.896 左段 13 行目/p.909 右段最下行, (本誌 2019 年 9 月号 p.96 で最終訂正), 下線部を訂正]

120 生体弁	
(3) 異種心膜弁 (Ⅱ)	953,000 円
同 (承認番号: 22900BZX00053000)	
(19.10 ~ 20.3)	995,000 円

事 疑義解釈資料の送付 (その 17)

令和 1 年 10 月 9 日
保険局医療課事務連絡

【解説】2018 年診療報酬改定についての疑義解釈に関する事務連絡 (その 17) が発出されました。

拡張器を挿入することは可能か。

たことや、関連学会の推奨を踏まえ、当該機能区分に相当する製品が安定供給されるまでの間、一般用の組織拡張器を乳腺腫瘍に対する乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例に使用しても差し支えない。

(別添) 医科診療報酬点数表関係
【乳房再建術】

答 K022 組織拡張器による再建手術 (一連につき) 1 乳房 (再建手術) の場合においては、乳房用の組織拡張器を挿入した場合に限り算定できることとしてきたところであるが、特定保険医療材料 139 組織拡張器(2)乳房用に該当する製品が令和元年 7 月に企業により自主回収となっ

通 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

令和 1 年 10 月 15 日
保医発 1015 第 1 号

【解説】特定保険医療材料の定義についての一部が改正されました。10 月 16 日からの適用です。

→組織拡張器の定義

ウ 次のいずれかの加工等が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。

(p.909 左段下から 23 ~ 24 行目/p.923 左段 10 ~ 11 行目, 下線部を訂正)

【機能区分の定義】

- ① (略)
- ②乳房用
ア～イ (略)

- i テクスチャード加工 (表面の微細孔加工)
- ii スーチャタブ

告 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和 1 年 10 月 31 日
告示第 152 号

【解説】患者申出療養の施設基準の通則等が更新されました。11 月 1 日からの適用です。

(p.1556 右段下から 22 行目/p.1570 右段下から 10 行目の次に挿入)

73 プローブ型共焦点レーザー顕微内視鏡による胃上皮性病変の診断 (胃上皮性病変)

通

検査料の点数の取扱い

令和1年10月31日
保医発 1031 第5号

【解説】平成30年3月5日付け保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が一部改正されました。11月1日からの適用です。

(p.421 右段 24 行目 / p.429 左段 18 行目の次に挿入)

→ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

ア ウイルス・細菌核酸多項目同時検出は、D012 感染症免疫学的検査の「23」インフルエンザウイルス抗原定性及び「26」D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体、クラミジア・トラコマチス抗原定性並びに D023 微生物核酸同定・定量検査の「6」マイコプラズマ核酸検出及び「8」HCV 核酸検出、HPV 核酸検出、HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、百日咳菌核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。

この際、別に実施した以下の各病原微生物に係る抗原、抗体及び核酸検出検査（定性及び定量を問わない）については

別に算定できない。

インフルエンザウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌

なお、D026 検体検査判断料を算定する場合は、「6」微生物学的検査判断料の所定点数を算定できる。

イ 本検査は、マイクロアレイ法（定性）により、鼻腔咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、ヒトライノウイルス／エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ及び百日咳菌の核酸検出を同時に行った場合に算定する。

ウ 本検査は、A300 救命救急入院料、A301 特定集中治療室管理料、A301-4 小児特定集中治療室管理料、A302 新生

児特定集中治療室管理料又は A303 総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する患者であって、重症呼吸器感染症と診断した、又は疑われる場合に、病原微生物の検索のために使用した場合は1回に限り算定できる。なお、検査を実施した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

エ 本検査は、感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る）が1名以上配置されている保険医療機関に限り行う。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

(令1保医発1031・5)

通

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正

令和1年10月31日
保医発 1031 第7号

【解説】「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）等の一部が改正され、11月1日からの適用です。

(p.638 右段下から9行目～p.639 左段 28 行目 / p.648 右段最下行～p.649 左段下から23行目、下線部訂正)

→血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ）、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。

ア～エ（略）

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。

(2)(3)（略）

(平30保医発0305・1、令1保医発1031・7)

(p.873 左段 23 行目 / p.887 左段 8 行目の次に挿入)

→白血球吸着用材料の定義

【定義】次のいずれにも該当すること。

- ①（略）
- ② 次のいずれかに該当。

ア～エ（略）

オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）である。